

会 則

(名称)

第1条 名称は、ビジネスプラザ浜松とする。

(本会の理念)

第2条 一人はクラブの為に、クラブは一人の為に働く。

(会員)

第3条 入会及び、退会

- 1 入会は、入会申込書を記入後、会長の承認を得て決定する。
- 2 退会は、本クラブの目的に反する行為があった時は、世話役会の決定により退会させることが出来る。

(会の目的)

第4条 会員の売上向上に資するため次のことを行う。

- 1 定例会の開催
- 2 研修会の開催
- 3 世話役会の開催
- 4 総会の開催 議案審議は出席者の過半数をもって決定する。
開催は年1回以上とする。
- 5 コミュニケーションを深めるための各種交流会の開催
- 6 その他、売上向上の為にイベントの開催

(定例会)

第5条 定例会

- 1 会費 5,000円/1人
- 2 当日キャンセル 5,000円

(世話役会)

第6条 世話役会

定例会の前に次の会員をもって開催する。ただし、回数に制限はないものとする。

- 1 会長、副会長、会計、監査、相談役、委員会(委員長・副委員長)、会に協力する者。
- 2 食事を支給するが、世話役会費の範囲内とする。

(役員)

第7条 役員は会長1名、副会長1名(会計を兼任とする)、監査1名とし、任期は1期2年とする。

- 1 役員は世話役会より選出し、会長は次期会長、副会長、会計、及び幹事を指名できる。
- 2 次年度は、会長は監査に、監査は相談役に昇格する。